

享保改革の米価政策 (その1)

大石 慎三郎

- 第1節 近世社会における米価問題の意味
- 第2節 近世前期の米穀市場について
 - (1) 大坂および江戸市場について
 - (2) 藩領域市場と3分1銀納米換算市場について
 - (3) 局地的小市場について
- 第3節 近世前期の米価動向について
- 第4節 享保改革以前の米価政策について
 - (1) 寛永年間の米価政策について
(以下次号)

第1節 近世社会における米価問題の意味

江戸時代は石高制と呼ばれる、一種独自の社会組織を持った封建社会である。石高制とは、田畑における米麦等々の一切の社会的生産力量を、主として米穀の生産力量に換算した形で、その量制たる石でこれを表現し、同時に、それを基準として米穀で封建貢租を収奪する社会である。したがってこの場合、米は単なる田畑での具体的生産物たるにとどまらず最も一般的な社会的等価物(たとえば普通一般には貨幣がそうであるように)なのである。米穀を現物のままでそのような社会的等価物たらしめ、かつそれを貢租として収奪することは、農民達を自然物自給体制に固定しておくのに非常に都合であった。徳川幕府が農民支配の基本法として、主穀以外の作物の作付制限をするのは、このような体制を強化維持することを主たる目的としていた。

このような体制では米穀は領主達にとって

単に主食であるというのみでなく、非常に重要な意味を持って来るが、なかんづく、幕藩体制社会が成立展開した江戸時代社会段階は、単なる自然物自給体制が、社会的に難なく成立するという段階ではなく、むしろ総社会的再生産の立場からみると、米穀が唯一の普遍的な社会的等価物たり得る段階はすでに過ぎており、分業の進展、深化は、米穀よりも金銀を主体とする貨幣(またはそれ以前の貴金属塊)の方が、より有効な社会的等価物となっている(またはなり得る)段階に達していたといえよう。

具体的な問題にかえてみると、領主体は貢租として収奪した米穀を、それ自体として交換に出して諸資料を入手するのではなく、それを一度市場に投下する形で、米穀よりさらに一般的な社会的等価物たる貨幣(または金銀塊)に換え、その貨幣を媒介とし始めて諸資料を入手するという構造であったのである。したがって領主層自身にとっては米穀で貢租収奪はしているが、米そのものが終局的に問題であるのではなく、より具体的には貢租として収奪した米の価格が問題であったのである。

以上が領主層の直接的立場より見た米穀の問題点だが、領主層を単純な経済人として考察する以前に領主層は、幕藩体制という社会体制の上に位置して始めて領主層たり得ているのだという彼の現実の姿をも無視することはできない。

彼の立っているのは単純な農奴社会でなく一方の極に都市商・工業を含め鉱業、林業、漁業を同時に内包する深化した社会分業を持った社会であり、逆にまたこの社会分業の存在を前提とした社会でもあった。しかも、彼等は、生活必需品たる米穀と直接対しているのではなく、社会的・一般的等価物たる貨幣を媒介して米穀と対している存在であった。彼等にとってもその社会的再生産にとって具体的に問題になるのは、米穀そのものでなくて、米穀の貨幣換算量＝米価なのであった。このことは、事情が異なるが、農民についてもやはりいえることであった。

江戸時代の農民は原則的には自給経済体制をもち、しかも剰余労働部分の殆んどが領主に貢租として収奪されていたから、その再生産に交換を持ち込む条件は、他の場合と比べて、著しく少なかったが、しかし、本来構造的に自給部分（たとえば、生産要具としての鋤、鎌、食糧の一部分としての塩等々）を内包しており、したがって全剰余労働部分を収奪されている場合でも、その再生産はやはり交換を前提としていたのである。

その場合問題をいっそう複雑にするのは武士と農民に対し、町人、諸職人は米価をめぐって利害が反するということである。太宰春台は早くもその著『経済録』⁽¹⁾のなかで、この関係について

米の価の高下は民の利病の懸る所也。国を治る人、心を尽して思慮せずば有るべからず。凡四民の中にて、農人は穀を作出す者也。租を納て其余を食し、又其余を売て諸色の用を調ふ。士人は君より田碌を賜はり、此碌を以て、衣食より以下諸色の用を足す者也。工人は器物を作り四体を動して米に易る者也。商賈は貨物を売て米を糶ふ者也。是四民の内にて、士と農とは米を糶る者也、工商は米を糶ふ者也。さる故に、米の価貴ければ士と農とに利あり、工と商とに害あり。米の価賤ければ工と商とに利ありて、士と農とに害あり。……然れども古代より近世迄は四民の間には米を以て万事の用を弁じて、金銀を使うことは当代の如くには非りし故に、米価賤くても、米穀豊饒にて倉に

盈る程なれば、士人も農人も困窮すること無かりし也。今の世は天下の諸侯人民迄、東都に輻湊して皆旅人なれば、金銀を以て万事の用を達する故に、米価貴ければ士人悦び、米価賤ければ士人困む。といっている。つまり江戸時代においては、米価は単に高ければそれで良い、また低ければそれで良い、といったものではなかったのである。米価は、この米をめぐって相対する両階層をめぐって、適正な位置にある必要があったのである。

さらに米価にはいま1つの問題点があったわけである。それは、いわゆる**石高制に基礎をおく江戸時代の領主経済の構造**に内包する問題である。享保9年2月15日に出した幕府の“物価引下げ令”⁽²⁾に

米穀去年より段々下直ニ候処、其外諸色之直段高直ニ付、諸人及難儀候、酒酢醬油味噌類は米穀を以造り出し候物に候へば、米直段に可准儀勿論に候、且又竹木炭薪塩油織物等一切之売買物、或諸色之職人ニ至迄、直ニ米穀を以作り不出といへ共、工手間人夫之賃錢いづれも飯米を元として積立候事ニ候得は、諸物之直段も米ニ准し、下直ニ可売出道理候……

とあるように、幕閣は諸色直段は米価に追従すべきもの、と考えていたのであるが、このことは、江戸時代における領主経済は石高制を基礎にしており、領主達は米で年貢を収納し、その米を売って貨幣を入手し、その貨幣で諸色を買入れるという構造ゆえ、それは米価に諸色直段が追従しない限り、領主経済は（石高制に基礎をおく）成立しないということの意味するのである。つまり、米価が適正な位置にあるということの他に、領主経済にとっては、米価が他の諸色直段の中心に位置しているかどうか、つまり諸色直段が米価に追従しているかどうか、という問題が存在するのである。

以上のようなわけで江戸時代の米価政策は必ずしも単純でないが、ここでは江戸時代米価政策史上、また江戸時代米穀市場史上決定的な意味を持つ、享保改革の米価政策を中心に、問題を考察してみよう。まずその前史と

しての、享保改革以前の米価政策からみていこう。

なお周知のところだが、江戸時代の米価問題については本庄栄治郎氏の『徳川幕府の米価調節』という名著がある。したがって私の以下のべようとするとところは、必ずしも学説史的にまったく新しいというわけではないが、本庄氏のもの、江戸時代の後半期が主体であり、かつ米価調節そのものの具体的手段に重点がおかれているので、私の享保改革までの江戸時代の前半に主体をおいたもの、および米価調節の具体的手段というものよりも、むしろ、幕政の経済政策の一環としての米価政策を、しかも歴史的流れの上において考察してみようとする試みはまたそれなりの意味があると考え、一応本庄氏の労作とは別の立場で本論をすすめてみたい。

〔注〕（1）『日本経済叢書』巻6，118～119頁。

（2）『御触書寛保集成』2101号。

第2節 近世前期の米穀市場について

近世における米穀市場の研究は戦前においては鈴木直二氏の『徳川時代の米穀配給組織』がある。本書は米穀市場史にとっては古典的地位を占めるものであるが、当時の一般的学風であるが、江戸時代を1つの完成された静的存在物として見たて、したがって、米穀市場も1つの静的構成体として考察され、幕藩体制社会という立体的構成体、しかも約300年の歴史をもつ、歴史的（たえず流動する）構成体としての動向（または段階的）考察に欠けている。しかし学問の発展段階からみれば、それは鈴木氏に帰せらるべき責ではなく、この鈴木氏の基礎作業を足場に、その後の研究でこれを発展さすべき性質のものであった。戦後非常に盛んであった近世農村史は、その主たる観点が日本社会の近代化＝封建社会からの脱却という問題にあったため、主として領主的商品としての性格を第1義的に持つ米穀は、その研究対象の基軸からはず

された。そのため商品としての米穀および米穀市場の研究は著しく立ちおくれた。わずかに寄生地主制の研究と関連して米穀市場の問題が考察され⁽¹⁾、近頃になって、市場構成論の一環としての米穀市場⁽²⁾が問題にされるようになった。

こんなわけで米穀市場史には、まだまだ未開発の部分が非常に多く、今後の精力的な研究が待たれるわけである。したがっていま江戸時代前半期における米穀市場の全貌を示す段階まで学説史はまだ到達していない。しかし米価政策を論ずるに当って、市場構造にまったく目をつむるわけにはゆかぬので簡単なスケッチをしておきたい。

さて米穀市場を考える場合まず問題になるのは江戸時代前期の米穀市場を単一市場として考えるか、複合市場として処理するか、また複合市場として処理するときは、どのような複合市場として処理すればよいかということである。この問題も、いまここで結論を出すべきでないが、かなり複雑かつ重層的な複合市場と考うべきであるというのが現在の私の見解である。その場合、ごく大ざっぱに処理すれば、大坂（京都を一応含めておく）・江戸を両軸とする中核市場と、藩領域市場と、3分1銀納米換算市場を両軸とする地方市場とそれらの下につらなる小市場とに分けることができると思う。以下簡単にこの問題に触れてみよう。

（1）大坂および江戸市場について

近世における市場問題を語る場合、人は誰しも大坂の役割を思い及ぶであろう。このことは、近世初頭の米穀市場について考える場合も同様である。ところで、大坂については『大阪市史』以下数多くのすぐれた研究が古くからあり、戦後の新しい視角からの（問題別・時代別の）大坂の再検討は思いのほか少ないようである。米穀市場についてのみ限ると、最近脇田修氏がその著『近世封建社会の

『経済構造』所収の「豊臣政権の市場統制」・「幕藩体制下の全国市場」の2論稿において、近世初頭の大坂中心の米穀市場を考察したものが一番詳細かつ総括的な米穀市場論のようである。脇田氏は「徳川政権も全国経済の中心としての畿内を基盤としており、これにより全国市場を把握したのであった。……いかえれば徳川政権は、秀吉時代に形成した全国市場の上にたっており、その限り、畿内＝中央市場を確保することで全国市場の統制をなしたのである。」「幕藩体制下の全国市場は、このような中央市場と領内市場を含んで成立したのであった」とする。

同氏はこのような「幕藩体制に照応する全国市場が成立」するのは近世初頭とするのだが、その実証方法として近世社会を構成する領主達の領主米市場を検討して、「ところで大坂の位置は、単に一領主蔵米市場たるに止まらず、全国的規模における領主米販売市場として地位を占めていた」「恐らく領主蔵米に関する限り、この慶長・元和の間に中央市場（＝畿内）への販売を確立していたと考えるのである」—（ ）内大石註記—「かくして領主蔵米の上方登米は、瀬戸内海筋、日本海沿岸をとわず、近世初頭、慶元の時期には、すでに膨大な量になるとともに恒常化していたことが判明したと考える。幕藩体制はかかる蔵米販売による領主的全国市場ともいべきものを基盤に成立していたのである」「以上、幕藩体制下の全国市場について検討してきた。ここではすでに畿内＝中央市場を結節点とする全国市場の形成がみられた」云々としている。

つまり領主米販売市場は畿内（なかんづく大坂を中心として）＝中央市場を結節点として全国市場が近世初頭、すなわち慶長・元和の頃に成立展開したのだとするのである。この脇田氏の説は畿内（なかんづく大坂を中心として）を中央市場として、大坂中心の全国市場の成立を近世初頭に考えること（この場

合中央市場に対するものとしては脇田氏は藩の領域市場を考えているようである）。つぎにそのような市場の成立を大坂両陣以前に設定し、その大坂中心の全国市場はそのまま元禄期の脇田氏のいう国内市場の形成への方向に順調に発展したのだと見做す2つの特徴点を持っているようである。問題はこの考えが妥当であるかどうかである。

この点については、私は問題は残ると考えている。すなわちまず畿内＝中央市場論は、脇田氏のすぐれた実証的努力にかかわらず、脇田氏が畿内＝中央市場とされる実証は、その限りでは大坂が四国・九州・中国および裏日本地方の中央市場（藩を中心とする藩領域市場より大きい共通市場を中央市場と名づけると）であることを示しているだけで、決して全国市場の結節点としての中央市場といえるものではないこと。第2に中核市場としての大坂にとっては非常に大きな意味を持ったと思われる大坂両陣に伴う荒廃による断絶の問題が殆んど無視されており、両陣以前の大坂市場を、そのまま幕藩体制下における大坂市場として置いていること。などの問題点がある。この点あらためて中核市場としての大坂の具体的姿を実証的に確定してみる必要がある。そのとき秀吉政権の大坂在住に伴う大坂市場の発展、大坂両陣に伴う戦災によって起こった断絶、両陣後の復興と新たな市場としての大坂の展開といった点を意識的に追求する必要がある。

以上のような大坂米市場の問題点に対し、それとは独自な立場から注目しておく必要のあるのが江戸市場である。江戸は従来、いわゆる“江戸と大坂”といった江戸を政治都市、大坂を江戸経済を支えるための経済都市とする考えから、独自の経済核心＝中核市場としての評価が低いようであるが、この点再検討を要しよう。

一般に江戸時代において延米商が登場してくるのは『堂島旧記』の記事にもとづいて承

応(承応元は1652)より寛文(寛文元は1661)期頃だとされている。しかしこれは大坂におけるもので、江戸米穀市場については別の史料が存在する。それは『延米商濫觴記』⁽³⁾および『延米商歴年記』⁽⁴⁾と称する史料である。それは共に名古屋図書館蔵本で、名古屋米穀市場に関する史料が収録されている。いま若干長いが『延米商濫觴記』の初めの部分を引用してみよう。

尾州名古屋大橋屋助九郎と申す仁、弟に長左衛門と申仁有之、米穀商仕来り候処、商用に付、江戸表へ下り、奥州仙台の人と同宿いたし、追々懇意に相成、色々物語等致し居候に付、若し此以後、奥州南部辺に不作等或は変有之候はば、御知らせ被下候様仕度と相頼、又、西国辺に相変事御座候はば、早速、書中を以て可申上と互に咄合、帰国仕候処、其頃は元和二辰年に候処、其後、元和七酉年九月、伊勢参宮に付、仙台の仁、助九郎方へ尋来り、右長左衛門に逢、座敷へ伴ひ色々もてなし候処、時に御内々御咄し申上度儀御座候と申て談候は、兼而御頼有之候が、当年は南部・仙台・出羽・奥州辺大不作にて、四分の立毛にも有之哉に候へば、来春に至り江戸表へ出る米半分ならでは無御座候間、左様に被思召、買置可然と存候と言。扱々忝奉存候、御当地并に近国は豊作に付、米下直に御座候故、買入可申候、ゆるゆる御逗留被成下候へと色々もてなし候。夫より仙台の仁、参宮いたし、下向に又々立寄可申とて出立す。時に正米追々買入、近国へも買入遣し候。豊年に付、思ふまま調候。町内の関市左衛門と申す仁、助九郎方へ懇意に出入候に付、右米追々買入之趣被尋候処、右之趣、咄し被致候に付、左候はば、何卒、拙者にも金五百両斗り買入頼入候と被申候を、御尤に候が、蔵も追々借蔵(受イ)いたし候へば致がたく候、左候へば五百両分は其元様之米に付、置置候間、思召次第、金子御差入可然と被申候に付、金六拾両持参いたし候。宜敷御取斗可然と被申候に付、左候へば米金五百両分内六拾両請取、残金四百四拾両、来三月迄取替可申候、買入直段に三升高利足として付分け可申候。時に市左衛門、長左衛門に被申候は、若し思ひ入間違ひ、春に至り下直候はゞ、六拾両貴殿へ損金に受取、米は貴殿御持分に可被成候と引合相済候処、十二月中頃より来春に至り、江戸表米相場追々高値に相成、三月迄に三四割方徳金に相成候に付、是は宜敷仕方成とて米商人共追々に習、夫よ

り正米仲買共、右割を以て百両に手つけ拾貳両、五拾両に六両、追々二ヶ月限・三ヶ月限りに商いたし来り候。仲買口銭、正米拾両分に銀壹匁貳分づつ、本紙五拾両分口銭八匁づつ也。

『延米商歴年記』の方は文章が、若干異なるが、名古屋において延米商がおこった事情については、ほぼ同様な説明がされているので、ここでは省略したい。言うところは主要次の如くである。

尾張名古屋の大橋屋助九郎の弟に長左衛門という男がいて米穀商をしていた。長左衛門は商用があって江戸に行き、丁度奥州仙台の人と同宿し、懇意になりいろいろ世間話をしているうちに、次のような話し合いとなった。

「もし今後奥州南部辺に不作かまたは変事があれば知らせてほしい。そのかわり西国辺に変事があれば早速こちらから知らせましょう」ということで帰国した。それがちょうど元和2年(1616)のことであった。それから5年後の元和7年9月になって、先の仙台の人間が伊勢参宮のついでだといって名古屋の長左衛門のところを訪ねて来て、次のような話をしていた。「兼ねて御頼みのあったことですが、今年は南部仙台出羽と奥筋一体の大不作で、平年の4分作(4割作)あるかどうかといわれております。したがって来春になって江戸に廻送される奥筋の米はきつとふだんの半分になるでしょうから、そのつもりで米を買い置かれるが良いでしょう」とのことであったので「それは有難うございます。この地方は幸いに豊作で米が大変安値ですから早速買い込んでおきましょう」というので正米(現物米)を追々買入れ、また近国へも買入をつかわして買い集めたところ、豊年であるので思いのままに買い集めることができた。

ところで町内の関市左衛門という男は助九郎と懇意にし、たえず出入している者だったので、そのことに気付き、いったい何のため

に米を買集めるのかとの質問であったので、先の事情を話してやったところ、それではどうか自分にも500両ばかり買い入れてくれまいか、という頼みであった。「お頼みはごもつともだが、蔵も自分持の米蔵ではまに合わず、追々借蔵をしている有様で、その話は受け兼ねるが、ついでには今まで私が買い集めている米を500両分は貴方の持分とするから、思召次第に米の買付金(手金)を持ってきてください」と返事をした。すると関市左衛門は金60両を持参して、よろしく頼むとのことであったので、それでは買米金500両分、その内金として60両を請取り、残金440両は来3月までに立替えとし、買入れ値段に3升高の利足とすることにしようと思決めた。そのとき関市左衛門が長左衛門にいうには、もし見込みがい、春になって米価が安値であるようであれば、この60両は貴方の方へ損金として御渡しし、米は貴方の持分にしてください、というので商談が終わったわけである。さて12月中頃より翌春に至り、江戸の米相場は段々と高値になり、3月までに3~4割もの利益が出る有様であったので、これは大変便利なやりかただということで、米商人達がだんだん見習い、正米仲買人(米の現物仲買人)も100両に手付金10両、50両に6両、2ヵ月限り、3ヵ月限りで先売、先買をするようになり、ここに延米商という商法が当地で一般化していったのである。

さてこの記事でまず注目すべきことは、江戸の米相場は仙台を初め南部等太平洋側奥州の米の作柄によって、大きく作用されていたということ。次ぎに産米地帯である尾州およびその周辺も、江戸の米市場と強く結びついていろうこと。さらにこの文章から、南部・仙台を始め太平洋側奥州から尾州およびその周辺も、江戸の米市場と強く結びついていろうこと。さらにこの文章から、南部・仙台を始め太平洋側奥州から尾州あたりまでが、江戸を中心とする米穀市場圏を構成して

いたのではなかろうかとの想定が立つことである。

もしこの想定を正しいとすれば、江戸時代我国社会には、大坂を中心とする畿内・四国・九州・中国および裏日本を含む米穀市場と同時に、今ひとつ江戸を中心とする南部・仙台を始めとする太平洋側奥州・関東から駿・遠・三・尾など熊野以東の表日本側国ぐにを含む米穀市場が存在し、米穀市場の大軸は江戸・大坂という2本立となるのである(脇田氏が全国市場の中核として大坂を位置づけた論稿は、そこで使用した実証的史料が示す限りにおいては、大坂は米穀流通から見た限り、脇田氏の主張するように全国市場の中核ではなくて、裏日本・畿内・中国・九州・四国の中核市場と結論づけるべきであることは先述の通りである)。

しかしこの考えかたには、先述『延米商濫觴記』の引用記事に対する史料批判の問題が残ろう。だがこの記事は案外真実を伝えていると見て良いのである。その第1はこの史料への登場人物である。この記事の大橋屋助九郎は名古屋船入町の米問屋であって、その弟米屋長左衛門の活躍は一応信じて良いものであり、また米価についても事実とおおむね合致するようである⁽⁵⁾。以上2つの点が仮りに真実でないとしても、なお江戸を1個の米穀市場の中心地と考えてみたいかなりの理由が存在する。

それは、その出来不出来が江戸の米相場に重大な関係があり、そのことが理由で尾張名古屋で延米商が始まったとされる仙台米についてである。仙台米の江戸市場に占める地位について想起されるのは『武江年表』⁽⁶⁾寛永9年の条に出てくる「諸家深秘録に云、今年より奥州仙台の米穀、始めて江戸へ廻る。今に江戸3分2は、奥州米の由なり、其頃金1両にて7石4斗程なり」という記事である。

この記事の内容は1つには寛永9年仙台米が初めて江戸市場に送られ始めたということ

と、今1つは当時の江戸市場の米穀は、その3分の2もの量が仙台を中心とする奥州米であるということである。まず初めの寛永9年に始めて仙台米が江戸に出されたとする言葉が正しいとすると『延米商濫觴記』および『延米商歴年記』が主張する元和2年頃すでに仙台を中心とする奥州米が江戸市場に出ており、この仙台を中心とする奥州米の作柄の良し悪しが江戸市場の米相場に大きな作用をおよぼしたとする話は大分あやしくなってくるわけである。

それでこの説を今少し検討してみる必要があるが、この仙台よりの米穀は、いうまでもなく仙台藩の有名な“買米制”によって江戸出しされたものと考えられる。“買米制”の起源については仙台藩の財務家萱場奎の『古伝密要』⁽⁷⁾ (寛政9年著)がある。それによると“買米制”の起源について「御当家貞山様慶長5年……且第一御国民相続相栄侯様にとの御吟味被相戻候由に御座候処、御国元は21郡970ヶ村多分肥田の地にて米穀第一之御国産に候得共、余之産物と違、米穀は治乱共に容易に御国中払候様には不被為儀、其上御当国は中国杯と違、辺土にて御隣国と申せば出羽或は南部・伊達郡皆米所にて捌不申、去れば逆米計にて金銭之交易無之候得ば四民不相立義を以、従上御国米御買取被成候を以御国米を金に交易仕相立候訳合に候」としている。

すなわち仙台は肥田が多い米処であるが、米の他に物産をあまり出さないところである。そのうえ隣接国である出羽・南部・伊達郡なども同様の米処で、とうてい隣接国に米を売って換金することができぬので御上(領主)が領内の米を買い取って、それを藩の力で金に換えるのだというのである。そしてこの買米が始った時期を貞山公の時代慶長5年頃と推定している。もっとも同じ萱場奎の別著『秘計』⁽⁸⁾には「一、御買米被遊來候儀は、貞山様御代より歟、義山様御代より歟の訳は

不相心得候処」と、貞山の次の義山の代かも知れぬと筆をにごしている。したがって“買米制”の起源は正確にはつかみ難いとしても、江戸時代のごく初期であることはまちがいないだろう。こんなところより仙台藩の“買米制”は『武江年表』にある寛永9年に初めて仙台米が江戸に回送されたとする記事を、石母田文書その他によって修正し「仙台藩で米を江戸に回したのがそれ以前であり、もちろん寛永9年が初出回りではない。ただこの頃から出方が多くなり、今江戸3分1は奥州米なりといわれた奥州米の江戸市場の支配の端緒が、この時代から萌し初めたことを意味したにすぎない⁽⁹⁾」とする近世村落研究会編『仙台藩農政の研究』の見解がある。そして同書では“買米制”の起源について「萌芽的な試みは或は寛永3年以前にも実施されたかもしれないが、買米が藩の政策として組織的に実施されたのは寛永4年からと考えられる。そうして石巻港の機能の充実と併行して買米仕法も農民に徹底し、次第に大量の米を江戸に輸出できるようになった⁽¹⁰⁾」として、それより前に行なわれていたかも知れぬが、組織的に行ないはじめたのは寛永4年からという説をとっている。

だとするとこの説によって元和年間の仙台藩よりの江戸への廻米も考え得るわけであるが、注意を要するのは仙台藩の“買米制”施行と、仙台藩領米の江戸廻米との関係である。“買米制”とは年貢で徴収した後の余剰米を仙台藩が独占的に買い集めて、それを藩の力で江戸市場に持ち込んで売り払い差益金を得る制度で、藩政初期には換金の便を持たない農民米を藩が買い上げて換金してやるといった恩恵的なものであったが、中後期には、むしろ藩財政を支えるという領主的要求から推進され、したがって農民側の条件も悪くなり、また仙台米のみならず南部米までも買い集めるようになり、宝暦年間の“買米”と年貢米の比はほぼ半々という段階まで進展

したのである。

このようなわけで、多分初期の方が買米量も少なく、仙台藩の江戸払い米に占める比重は年貢分の方がはるかに多かったろう。このように考えてくると、仮りに寛永4年から仙台藩の“買米制”が本格的に始まったとしても、その“買米制”はそれより先行していた仙台藩の年貢米江戸払いの有利性から考案された方法だとすべきで、したがって元和年間にすでに仙台米が江戸市場に大きな比重を持ったかたちで投下されており、その出来不出来が、江戸相場に大きく作用していたと考えることは決して無理ではないのである。

こんなことからみても先述『延米商濫觴記』の記事は否定しざるべきだとするより、むしろ逆に真実として受け入れるべきであるということになるのである。

以上からいっても、江戸の米穀市場は、必ずしも同一比重におくというわけではないが、江戸時代の初期から大坂米穀市場とは別個の存在と見做すべきであって、このことは元禄～享保期についても、また同様である。

したがって、江戸時代の米価問題を考察する場合、少なくとも中核的市場として、江戸と大坂とを考へざるを得ないので、また事実享保段階までの幕府の米価政策も、米価一般を対象とするというより、この2大中核市場を対象とした場合が多いようである(同時的、または個別的に)。

しかし江戸時代の米穀市場を問題にする限り、これだけでは充分でない。この2大中核市場に対する地方市場が存在するわけである。この地方市場はまた構造が複雑で単純には処理できないが、基本的には藩領域をもって形成する藩領域市場と、主として藩領域を形成していない地域(天領および旗本領地域・藩領であっても藩領域を形成し得ないような非統一的な藩領——飛地・分散藩域・小藩領域等々の組合わせでできる——)に存在する3分1銀納米換算市場の2つの小中核市場と、

それを支える数多くの小地域市場とに分けることができよう。

- [注](1) 大石慎三郎「寄生地主制形成期における農民的米穀市場について」(一橋論叢第38巻4号)・八木哲浩『近世の商品流通』
- (2) 中井信彦『幕藩社会と商品流通』・脇田修『近世封建社会の経済構造』・大石慎三郎「享保改革期江戸経済に対する大坂の地位」(日本歴史191号)
- (3)・(4) 『名古屋叢書』第11巻所収。
- (5) なおこの史料記事の信憑性については、尾州研究の第一人者である所三男氏が考証の結果、高く評価している。
- (6) 『江戸叢書』第12巻、28頁
- (7) 『日本経済大典』28の361頁
- (8) 〃 387頁
- (9) 『仙台藩農政の研究』134頁
- (10) 〃 115頁

(2) 藩領域市場と3分1銀納米換算市場について

江戸時代には俗に300諸侯と呼ばれる多数の大名がいる。しかし俗に大名といっても1万石の小大名から100万石の大大名までいて同一でない。大名を政治史的でなく、経済史的に見る場合、この大名の石高の大小は重要である⁽¹⁾。小大名の場合は、その藩を1個の経済圏として、独自の経済政策、なかんづく物価政策を行なう条件を欠くからである。いわゆる経済国家としての藩の条件を欠くからである。それでは大名の支配石高が大きければただそれで良いかというそうではない。何故なら石高の大きい大名でも、その領地が非常に分散して一括性を欠き、藩として独自の、しかも統一的な経済政策、なかんづく物価政策を実施する条件を欠くものがあるからである。経済史的にいて厳密に藩といえるものは一定の大きさと、城下町を中心として領域的一括性を持ち、独自の経済体として、経済政策および物価政策を実施し得るといふ条件が必要である。いわゆる政治史的な意味での藩と、経済史的意味での実質的な藩との

間にはかなりの差異があると考うべきである。

では具体的にいて、城下町を中心とする、ほぼ一括領域を持つ大名であれば、どれくらいの規模以上が経済史的な意味での実質的藩といえるかという問題になると、答は単純でなく今後の実証的積重ねを待つ以外にない、といわざるを得ないのだが、以下私が例にひく信州上田藩(約6万石)などは、その条件をそなえた最小のものに属するものと、現段階では私は予測していることを一言付け加えておきたい。

〔補注〕江戸時代諸大名の領地石高は時代によってかなりの差異がある。いま幕末(慶応年中)のものを整理すると第1表の如くなる⁽²⁾。5万石以下の小大名が実に63%弱も占めている。5

第 1 表

	50万石以上	20万石以上	10万石以上	5万石以上	5万石以下	計
親藩	2	4	8	1	8	23
譜代	-	2	16	33	94	145
外様	5	9	8	12	64	98
計	7	15	32%	46%	166%	266
	2.63%	5.63%	12.03%	17.29%	62.40%	

万石以上はわずかに37%強であり、それらのなかにも領地の分散性、地理的条件などのため経済的な意味での実質的藩の条件に欠けるものが少なくないだろう。その実証的検証は不可能ではないと思うが、いまここでは行なわない。別の機会にゆずりたい。

信州上田藩は戦国末、信州小県郡の一角、神川上流に位置する真田部落を根拠に発生、以後急速な成長をとげていった真田氏が近世初代の領主となる。その石高は約95,000石で所領は小県一円から上州吾妻の方までに及んだ。しかし元和8年(1622)に同じく信州松代に転封になり、その後小諸城主であった仙石氏が移封されて来た。しかしこの場合真田氏の全遺領が受けつがれたのではなく、上州分を始めかなりの部分がはずされ、上田をほぼ中心とする約6万石が上田藩となるのである。領主はのち仙石氏から松平氏にかわる

が、その領地域そのものはそのまま幕末まで続く。ここでいう上田藩領とは、この仙石氏以降のものをいう。

さて真田氏上田在城は江戸時代のごく初期であり、世情民心必ずしも安定せず、特に真田氏は藩主信之の父昌幸および弟幸村が徳川氏に敵対し関ヶ原、大坂両陣で闘った関係もあって、藩の領域経済の建設は充分でなく、その仕事の殆んどは次の仙石氏に持ちこされた。当時の上田藩領内には、各々その地方の政治・経済の中心であった海野・前山・保野・馬越・原といった5つの地方小市場があった。

これらは戦国末期在土豪領域の政治経済の中心地をなし、原(5・10・15・20・25・30日)・海野(6・11・16・21・26・1日)・前山(7・12・17・22・27・2日)・保野(8・13・18・23・28・3日)・馬越(9・14・19・24・29・4日)といったように、この記載の順で1日ずつずれながら順番に回転し、それでいて月のどの日にも必ずどこか定まった場所ですり開かれていますといったように六斎市が組まれていた。いわば経済的な共同体=1ユニットをなしているように組み立てられていた。仙石氏はこのような形でつくられた1つの統一的小経済地域複合体を領地として給付されるのである。仙石氏は封地につくや新封地の経営に鋭意のり出すが、その施政の重要な一環として、これら5つの小経済地域を近世的な形に再編する手段として、これら5小経済地域の核としての原・海野等在住の商工人を城下町たる上田に集結し、在に替るものとして、上田町の原町・海野町(原および海野の商工人をここに移住させてできた町であるので、このような呼びかたをした)に市を立て、旧地の市場機能を代替えたのである。このような形で在・町の分離を貫徹する一方上田藩領が他領と接する4地点(加沢・下塩尻・軽井沢・大日向)に口留番所と呼ぶ番所を設け、領内外の商品流通を規制すると同時

に農民の売買、他領商人の売買は一切、藩の統制認可のもとにある城下町商人の手を通してのみ行なうこととしたのである。すなわち上田藩は、それ自体1個の独立した経済体として経済政策・物価政策を実施し得る体制にあったのである⁽³⁾。

さてこのような藩の場合、この藩領域が1つの米穀市場圏として、他に対立する存在となるのが一般であり、それは多分に藩当局の政策によって支えられていたといえよう。おそらく、かなり早い時期からだと思われるが、これらの藩は領内米価政策のため、藩としての米穀流通統制を実施していたのが一般だと考えられる。

たとえば岡山藩では明和5年(1768)の法令の中で「一、他国米買候義可為停止、又御年貢皆済不仕内、他国へ米出候義可為無用事⁽⁴⁾」と他領米を領内に買入れる事を禁じ、また他国へ米を売することは年貢皆済後は良いとしている。加賀藩でも寛文8年(1668)の法令で「一、加州越中并能州羽咋鹿嶋両郡へ者、他国之米如跡々弥入被申間舗候、但御国へ他国米出候儀者不苦候……⁽⁵⁾」と他国の米が入るのを禁止し、逆に他国へ持出すことは良いとしている。なおこの実施細則として「津留津出之品々」として領内各郡に出されたもののうち能登と羽咋郡令に「一、米塩、右他国より参り候は津留、他国へ出候分は津留に無御座候⁽⁶⁾」とある。以上2例は米が領内に入るのを禁止し、逆に出るのを許可している。いわば産米藩の場合の米に対する規制であるが、一方逆に米のあまりとれぬ藩においては、他領から入るのは良いが、逆に他領へ出すのは禁止するとした藩がある。松江藩においては延宝2年(1674)の法令で、「一、御国之米并雜穀共に⁽⁷⁾他国へ出候儀堅停止之事⁽⁷⁾」として他国へ米を出すことを禁止し、御番所を設けて米留の足輕を見廻らせている。また藤堂藩においても慶安2年(1649)11月17日の覚で穀類を「当国之外に出し候も

のは五十日籠舎之事」とし、さらに「右牛馬ニて当国之外ニ出候ハハ、馬かたハ五十日籠舎、穀物之主ハ百日籠舎、其身上に应じ過料たるべき事」と牛馬で運んだ者は、馬方、荷主ともに強く罰している。

また寛文8年(1668)7月27日に「五穀他所へ不可出事」として、米大豆その他の穀物を持っている者は「御領分中にて或はうり或は借へし、売合たりと云共、他領者に売借共に堅停止也」として領分外へ売ったり貸したりすることを禁じ、その事はたとえ「兄弟むこしゅうとの中、或は隣の村たりという共其理立ましき也」と他領の者に対しては、それが兄弟、むこ、しゅうと、または隣村の親友知人でも不可とし、違反者を訴人すれば銀子20枚をほうびとして出すとしている⁽⁸⁾。

さてこのような藩領域単位における米の流通統制は、もちろん封建社会固有の自給体制的封鎖性に本来は根ざしているだろうが、しかし現実的には米(物資)を軸とする独自の経済圏設定と、それにとまなう米(物)価政策と深く関係しているといえよう。

岡山藩では早い時期から、他領米の領内に入るのを禁止していた。この禁止を現実的に効果あらしめるために領内最大の米の消費地である城下町岡山の周辺の要地森下・国清寺の上・竹田の渡・小姓町船渡場・伊勢宮堤の上・御薬園前・博労町(山崎町)・庭瀬口・二日市口・内田橋筋・湯浅半右衛門前の堤上の11ヵ所と、在では御野郡三門村・長瀬村・上道郡金岡村・津高郡建部村・和気郡苦木村などに米留番所を設け、その番に藩士を派遣するという方法をとっていた。

当時の岡山藩領内の商品としての米を大別すると領主米、家臣達の給米、蔵米および農民の手持米の3つであった。このうち領主米は早い時期から大坂へ廻米されていたので問題はないが、藩士米と農民米は藩領内市場で商品化さるべきもので、領内最大の消費市場である岡山城下町には、藩士米と農民米とが

競合したわけである。藩士達は少しでも自分達の米が高く売れることを願って、米留番所の番人という地位を利用して、領外からの違法米のみならず、合法のはずの農民手余米まで米留をしてしまったわけである。このため農民側と藩士との間に争いがおこり、いろいろの経過があったが、結局藩主光政がなかに入って、承応4年（1655）に藩士米は領主米と一緒に大坂に廻米して販売してやるということで、ともかくも一件の片をつけている⁽⁹⁾。個々の藩領の産米量と、その藩領内の米需要との間にはどのような関係があったか、具体的検討を今後に残すが、ともかく1藩領内に限定するかぎり、米の供給の方が需要よりも強く、どうしても米価を一定に保つためには、別個の大きい市場を求めて、米を大量に投下すると同時に、諸種の手段を設けて藩領内の米価を政策的に維持することが多くの場合必要であったろう。石高制という体制に立つ限り、個々の封建領主はかかる構造上の理由によって、領外市場と結びつき、逆にその作用を受けざるを得ない宿命を持っていたといえよう。

信州上田藩の場合も、先述のような機構によって領内米価を政策的に維持する方法をとっているが、その政策的米価は、寛政8年（1796）に幕府から上田の米直段をどう決めるかという質問に対し、“立冬より5日のうち上州松井田辺へ引合せ、その高直段を上米直段とし、中下米は、中は上米より7升劣、下は中より7升劣とする”⁽¹⁰⁾。と答えているように、領外の大市場米価に規定され、それに従属しているのである。

〔補注〕 松井田は中山道が関東に入ったところに位置し、北関東屈指の大米穀市場で、上田・小県・佐久から松本の一部までを含む信州の米がここで売買されている。

しかしながら江戸時代の全領主が、すべてこのような藩領域市場を独自に持っているわけではなく、領主であっても、そのような領域市場を持ち得ないものが多いことは先述の如

くである。また天領はその存在型態からいって、独自の経済圏を形成していない場合の方が多い。しかしそのような地域において米穀市場圏が存在しないかといえば、そうではない。このような地域にもまたそれなりの米穀市場は存在するはずである。そのようなものとして、1つ注目しておく必要のあるのが“3分1銀納米換算市場”である。

幕府の徴租法のなかには3分1銀納法と称するものがあることは周知のところである。それは関東畑永法とならぶ幕府の基本的徴租法であるが、そのいわれは、いわゆる近世封建社会の石高制に由来している。

近世封建社会は田畑その他を合わせた総生産力量を玄米量高に換算して石高を結び、その石高を基準にして米年貢を賦課するわけである。ところが田以外のところでは実際に米が取れるわけでないので、現実に年貢を賦課する場合、米のみでこれを納めることはできない。したがって近世初頭から関東畑永法、関西3分1銀納法という方法が採用されたのである。すなわち畑面積の圧倒的に多い関東においては、畑部分については全部初めから金納を、そして田畑比がほぼ2対1と考えられている関西においては、全賦課年貢米量の3分1に当る部分については、現実に年貢納入をする場合には銀（関西の一般的通貨は銀である）に換算して代納する方法が採用されたのである。この場合、この3分1部分の米をどのような尺度で銀に換算するかが重要な問題になる。

この米銀換算の方法について延宝年間（延宝元年は1673）に

五畿内は米1石につき76.0匁で、これは所相場に対し15.9匁増（延宝3年制定）。

美濃は米1石につき67.5匁でこれは所相場に対して19.5匁増（延宝3年制定）。

遠江は米1石につき49.1匁でこれは所相場に対して12.9匁増（延宝5年制定）。

信濃は米1石につき53.5匁で所相場に対して8.1匁増（延宝3年制定）。

と決められている。

これによると、どのような具体的手段がとられたかは別として、五畿内・美濃・遠江・駿河・信濃におおの所相場と称するその地方独自の米穀市場が存在していたことが知られるわけである。さてこの所相場なるものが、江戸時代の初頭から歴史的に見た場合どうあったかということは今後の研究課題であるが、享保19年にはそのような場所として、具体的に次の地名があがっている。すなわち幕府は享保改革の年貢増徴の手段として享保7年(1722)8月より、この3分1銀納の換算値段の引上げにかかり、各代官にせり上げ競争をやらせるという方法をとるのだが、それには弊害もあり、実効に限度があるというので享保19年には、地域別所相場に一定の増銀を加えることとした。すなわち

一、五畿内(山城・摂津・河内・和泉・大和・近江・丹波・播磨)は米1石につき銀6匁、大豆1石につき銀6匁。

一、中国筋(美作・丹後・備後・讃岐・備中)は米1石につき銀4匁、大豆1石につき銀4匁。

一、西国(豊後)米1石につき銀5匁。

一、海道筋(美作・遠江・伊勢・駿河・三河・伊豆)は金1両につき米1斗7升。

一、北国(越後)は金1両につき米1斗2升とした。そしてその場合の所相場は、各国ごとに次のような市場を指定し、その土地の上新米の11月15日より同晦日までの平均値段を用いることを指示している。

山城国

上京

摂津国

大坂・尼崎・高槻・三田・富田

河内国

牧方・八尾・久宝寺・国分・中宮

和泉国

堺・岸和田

大和国

奈良・高取・郡山・今井町・五条

讃岐国(含小豆島)

高松・丸亀

近江国

大津町・水口宿・長浜町

丹波国

亀山・笹山・福知山・菌部

播磨国

明石町・高砂・酒見北条・姫路・山崎
・社村

美作国

津山町

備後・備中国

鞆・尾道

丹後国

宮津・久美浜・峯山

豊後国

豆田・森・府内

美濃国

岐阜・加納・兼山・大垣・関

伊勢国

津・桑名・関・神戸・亀山

三河国

岡崎・吉田・新城・西尾・田原

遠江国

金谷・浜松・掛川・舞坂・袋井

駿河国国中

駿府・丸子・清水・興津・江尻

駿河国山東

由比・原・蒲原・沼津・吉原

駿河国山西

岡部・藤枝・嶋田

伊豆国

三島・下田・大場村・北条村・大仁村

越後国沢海領

長岡・三条・村松・村上・与板・新発田

越後国頸城郡

高田・今町・糸魚川

越後国出雲崎領

長岡・出雲崎・椎谷・柏崎・小千谷

越後国魚沼郡

長岡・十日町・六日町・塩沢

小千谷

以上である。これらの市場のなかには、先の藩領域米穀市場に属すべきと思われるものが多く入っているが、それらは天領の存在形態に規定されるのであろう。ともかく、この3分1銀納米換算市場も、また藩領域市場とは一応別個に十分検討する必要がある。そして然るのち、藩領域市場との関係を検討、さらに大坂・江戸の両中核市場との関連のしかたを明らかにする必要がある。しかしこれらの問題は现阶段では全部残された課題といわざるを得ないだろう。

[注](1) この政治史的意味での藩と、経済史的意味での藩の問題は、それ自体が1個の研究テーマであり、結論は出しにくい、一応素拙的段階であるが、私の見解をのべておく。

(2) 伊東多三郎『幕藩体制』23頁の表を利用した。

(3) 拙論「藩域経済圏の構造」商経法論叢, 12巻, 3号

(4) 『岡山市史』4巻, 2,922頁

(5) 富山大学蔵, 川合文書「寛文初頭12年留書全部之内後年可用処書抜」

(6) 『加賀松雲公』中巻, 794~796頁

(7) 『近世藩法史料集成』第3巻, 197頁

(8) 『宗国史』巻2, 665頁, 756頁

(9) 『岡山市史』4巻, 2,925頁

(10) 『上田市史』上, 1,033頁

(3) 局地的小市場について

米穀は江戸時代において最も領主的性格の強い商品である。領主は貢租として収奪した大量の米穀を主として江戸・大坂といった中央の大市場に投下するのが一般であったが、地払という形で在々に小量ずつ散布することも決してまれではなかった。また非常に収奪がきびしかった近世初期においても、直接領主の手にならない米穀の流通が小規模ながら存在したこともまた否定できない。仮りに体制的には領主は全剰余労働部分を収奪したと

しても、個別具体的には剰余を持った農民は存在し得たし、また全剰余労働部分が収奪しつくされたとしても、近世段階における農民には、その単純再生産のなかにすでに、非自給部分を内包しており、それらの非自給部分を満たすために、農民の手による米穀の市場投下があったと考えられるから。

領主は米穀に対して強い統制を加えていたが、農民との関連でみると、年貢納入以前における米穀の売買を禁止するが(貢租米を確保するという意味で)、それ以後は売買しても良いというのが一般的態度であったようである。まず幕府の態度をみると、寛文6年(1666)11月に出した「関東御領所下知状定」のなかで米穀取扱について「年貢不済内借金米為済、他所江穀物等少も不可出之……⁽¹⁾」とっている。年貢を皆済するまでは、たとえ借金・借米があっても、それを返済するために穀物を少しでも他所へ出してはいけないというのである。

この穀物は直接に何を指すか判らないが米を主体とする穀物と考えて大過ないであろう。そうすれば年貢を納入すればあとは自由に米穀を他所へ売出ししても良いことになる。次に、『徳川禁令考』に欠年で収録されている5人組帳前書の中に「一、御年貢皆済不仕以前、他所江米出し申間敷候、若能米を売替、悪米を御年貢ニ納申候ハ、当人ハ不申及、名主五人組迄、何様之曲事ニも可被仰付候……⁽²⁾」という箇条がある。これと同じ箇条が元禄4年(1691)下総国葛飾郡三ツ堀村(天領)の五人組帳前書⁽³⁾にもあるところを見ると、この規定は少なくともこれと同年代か、それ以前に出されたものであることは間違いない。この箇条は年貢納入の前に米を売り、また良い米を売り、その金で悪米と買替えて年貢を納めることを禁止しているので、これらの箇条でみられる如く幕府の基本方針は年貢納入以前に米を売ってはいけないというので、決してまったく売ってはいけないと

いうのではない。

また第2の法令から、当時すでに良質米を売払い、その金で悪質米を買取って年貢として納入する頭の良い農民がおり、またそのようなことを可能ならしめる米穀市場があったことを物語っている。

このように年貢納入以前にだけ米の売買を禁止して年貢納入米を確保しようとしたのは幕府のみでなく、諸藩の場合もほぼ同様だと考えられる。産米藩である加賀の場合は、元和2年（1611）8月20日に高札を出して

一、御公領、諸給人かたによらず、当年貢米皆済已前、百姓かたより八木売買堅被成御停止。

一、当納不相済内に、百姓かたより八木、大豆以下、俵子預り候儀在之間敷事。と年貢皆済以前に八木（米）の売買、他人預けを禁止している⁽⁴⁾。そしてこれとほぼ同様の法令が以後くりかえされている。次に、松江藩では元禄元年（1688）8月に

一、収納不相極中、百姓町人相對ニテ、米売買貸借之取遣令停止候、若於相背者本人ハ家屋布家財田地共可取上之、双方之五人組、為過料本人取遣之米、譬ハ十表ニ候ハ双方ヨリ十表宛、二十表ノ都合可令出之事。

と年貢収納以前に米の売買貸借を禁止し、これに背いた場合は、本人は家屋布家財田地を取上げ、売買双方の五人組からは過料として、もし売買貸借した米が10俵の場合には、両方の五人組より10俵ずつ、計20俵を罰としてとるという、かなりきびしい刑罰を設けている⁽⁵⁾。しかしこの場合でも年貢を納入した後に残った米は売買しても良いので「在々百姓町方共ニ、米之余慶持候者有之候者、売米并貸方次第ニ可仕旨、可被申付候、此段公儀御構無之候……⁽⁶⁾」といている。

以上のように米は年貢納入以前は売買してはいけないが、それ以後は売買自由であるというのが幕府始め諸藩の場合の通例であったようである。ではこの売買自由である米がど

のような形で売買されていたかが次の問題である。先述の岡山藩の場合をみると、農民の手余米を城下町岡山市場で換金しているが、この農民の換金米が藩士の米と競合して問題をおこすところをみると、この手余米も決して無視できる量のものではなかったであろうことが分かる。

ところでこの場合問題になってくるのは、領内の全農民が皆一様にその手余米を持って岡山城下町まで売りに来たのであろうかということである。たとえば信州上田藩（6万石）のような小藩の場合では、領内農民が手余米を持って城下町上田に日帰りで往復できるので、そのことも考えられようが、岡山藩（元禄16年で31万5千石）のような大藩になると、そのことは不可能で、1泊以上を要する百姓の方が多かったであろう。ところで僅かの（近世初期は手余米があったとしてもごく少量であったろうから）米を泊りがけで換金に行くことは、当時の社会条件からいっても不可能であろうから、何か別の方法がとられたにちがいなからう。この方法とは何であろうか。

御三家の筆頭である尾州藩では、やはり年貢納入前の米の売買を禁止していたが、寛文元年（1661）にかちや町作右衛門という商人が在郷へ米を出買に行き、おりから取締のため見廻り中の足軽衆にみつかり、捕えられて柳原口街道に3日間さらしものになった事件、また大曾根村の商人が稲葉村の百姓から米を買って同様捕えられさらしものになった事件が記録されている⁽⁷⁾。この事件から同藩にはすでにこの寛文という時期に村々へ米を出買に歩く商人がおり、しかも彼等は農民の米売禁止期間内にも取締りのすきをぬって買歩く油断のならぬ存在であったことがわかる。この出買商人は恐らく農村の1戸1戸を歩いて余米（換金米）を集めるような存在であったろうが、恐らくこのようなものが少し進んだ形として局地的小市場が存在したと考

えられる。

江戸時代中期には春日井枇杷島以下32の市場が尾州藩領内に成立している。いまそれを表示すると第2表のようになる。これを見る

第2表 尾張領市場一覧

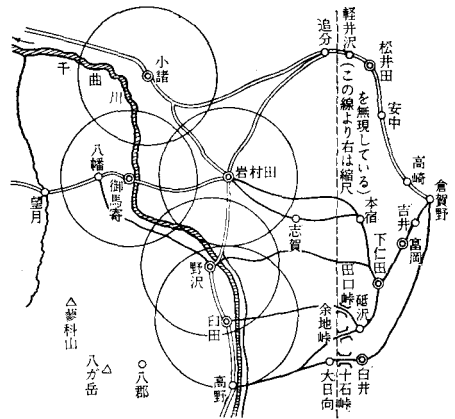
市 場	免 許	市 日
春日井枇杷島	天正2年以前	日 市
丹羽小牧	寛文7年	六 齊 市
中島一官	(未詳)	(五・十) 六 齊 市
中島荊安賀	享保13年	(六 齊 市)
海東津嶋	(未詳)	
中島起	享保16年	六 齊 市
中江本町	享保17年	六 齊 市
海東須成	享保15年	六 齊 市
丹羽古知野	寛保3年	六 齊 市
葉栗黒田倉	元禄元年	六 齊 市
丹羽岩折	享保12年	六 齊 市
丹羽小折	享保16年	六 齊 市
春日井内津	享保16年	六 齊 市
愛知五軒屋新田	寛保3年	
美濃神戸	(未詳)	
美濃上有知	(同上)	六 齊 市
美濃竹ヶ鼻	(同上)	
美濃兼山	享保14年	六 齊 市
美濃今尾	享保12年	
美濃栗笠塚	享保11年	六 齊 市
美濃大矢田	享保11年	
美濃中津川	享保16年	六 齊 市
知多師崎	(未詳)	
春日井清須内北市場	享保16年	六 齊 市
春日井豊場	享保16年	六 齊 市
海東木田	享保16年	六 齊 市
中島稲葉	享保16年	六 齊 市
知多西大高	享保17年	六 齊 市
美濃太田	享保16年	六 齊 市
美濃墨股	承応2年	六 齊 市
三河池鯉鮒	(未詳)	

と、これらの市をめぐる小地域市場が形成されていたことが予想され、また、その市場では米麦や干鰯をはじめ、古手、綿、綿織物、木材、薪炭類を取扱う在郷商人達が活躍していたと考えられる⁽⁸⁾。

また畑作地帯上州に対する最大の米穀供給

地であったと見做される信州佐久平の場合をみると、江戸時代中期頃、臼田・野沢・御馬寄・岩村田・小諸の5ヵ所に農民米の米市場が成立している。これらは第1図で分かるように米穀市場を中心に半径1里の円をえがくと、佐久平の耕地部分はだいたい2つ、その中心部分は3つの円に入っている。農民達は2つまたは3つの米穀市場に米を売りに行くことができたわけである。これをみても(米穀)市場網は江戸時代中期ころは、農民が歩

第1図 信州佐久平付近の米市場



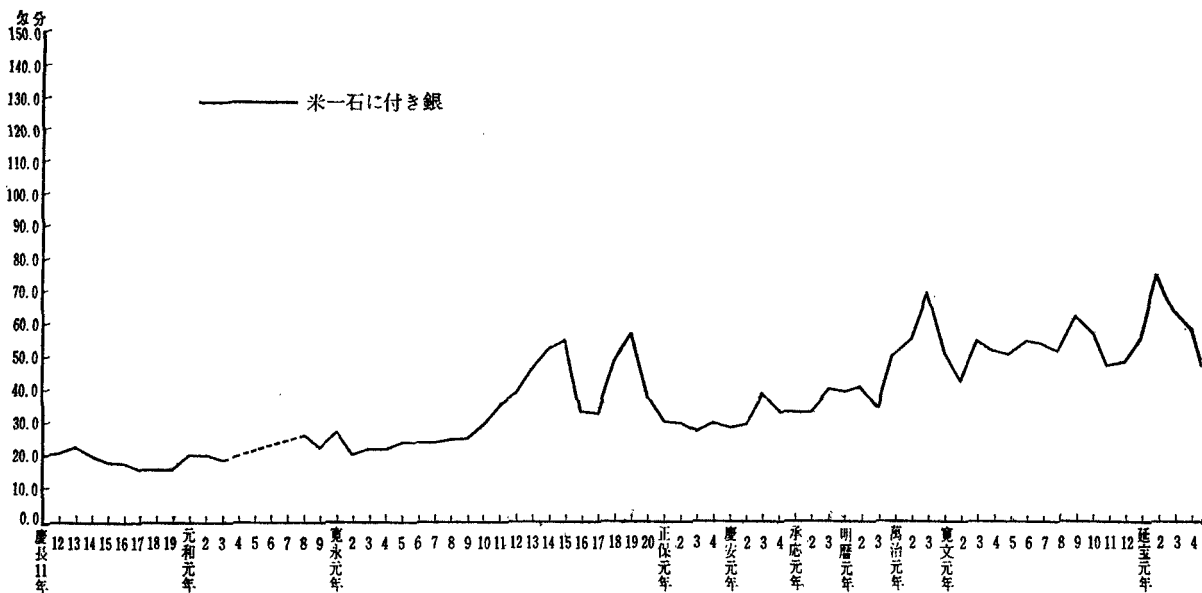
行できる範囲という実にごまかいところまで形成されており、その上により大きい市場が重なっていたということが分かる⁽⁹⁾。

以上大変大ざっぱに、大坂・江戸を両軸とする中核市場、それに藩領域、または天領を主体とする3分1銀納米換算市場といった中規模市場、さらにその下に個々の農民規模で参加できる局地的小市場といったものが重層的に重なっていることが分かる。これらの研究はさらに詳細に検討確定する必要があるが、今のところ一応このようなスケッチを試みておく。

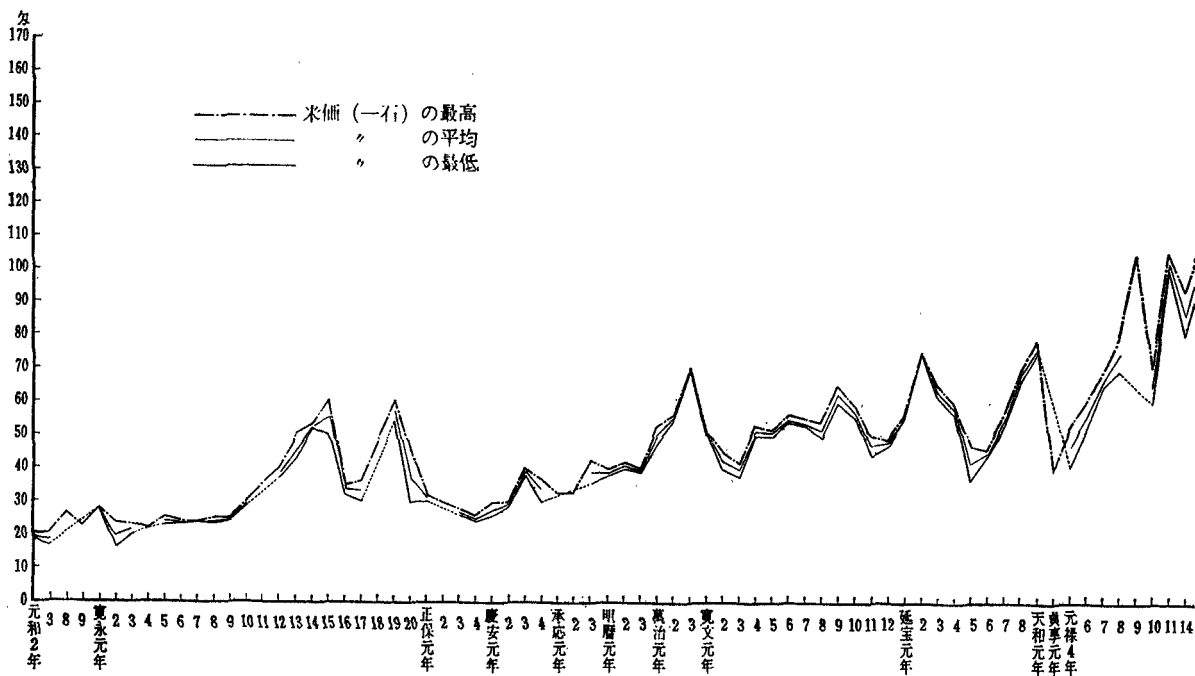
- [注](1) 『日本財政経済史料』2巻, 935頁
 (2) 『徳川禁令考』2, 772号
 (3) 野村兼太郎『五人組帳の研究』2~11頁
 (4) 『加賀藩史料』2巻, 380頁
 (5) 『近世藩法史料集成』第3巻, 189頁

享保改革の米価政策—その1 (大石)

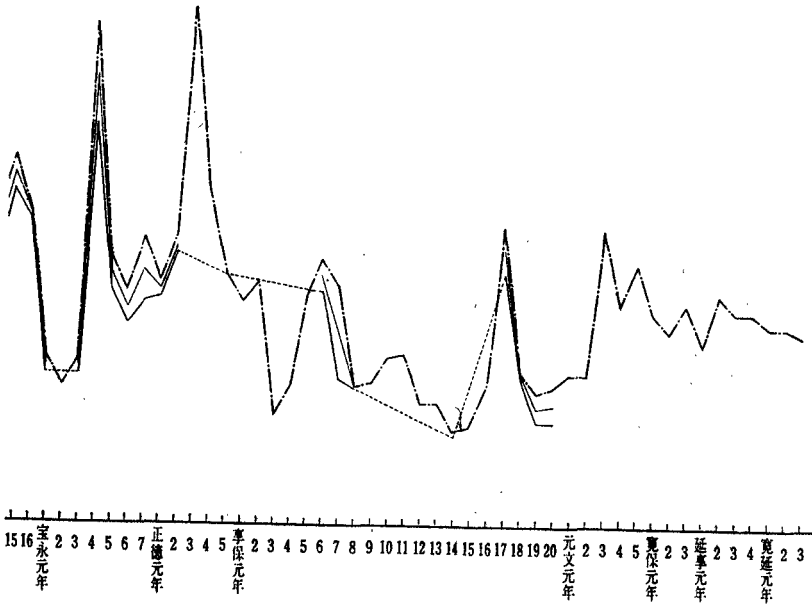
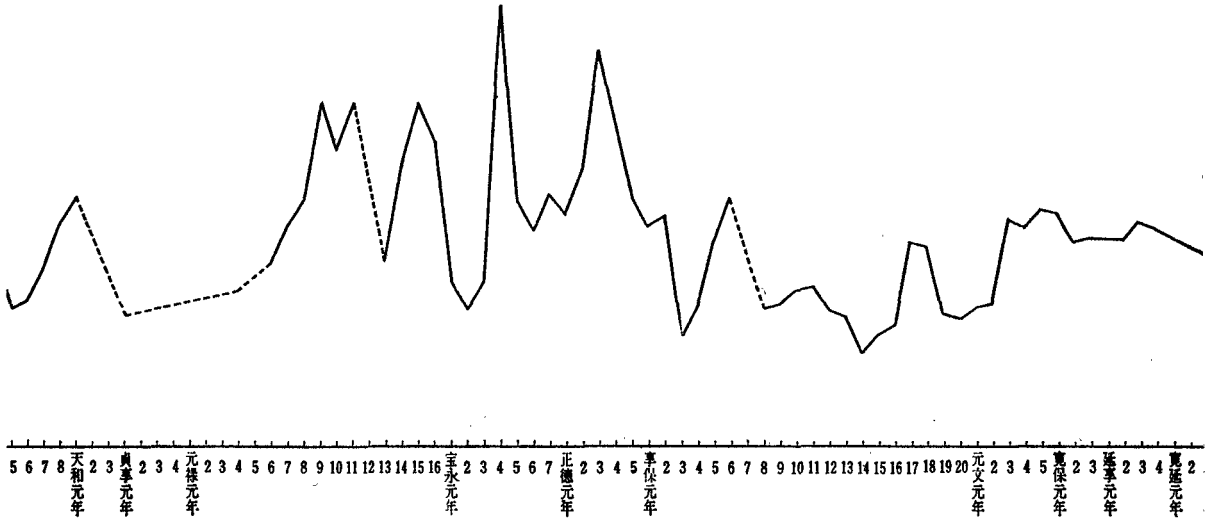
第 2 図



第 3 図



享保改革の米価政策—その1 (大石)



- (6) 『近世藩法史料集成』198頁
- (7) 徳川林政史研究所蔵「御国方覚書」のうち「正保亥々寛文四辰マテ」
- (8) 所 三男「藩政改革と明治維新(尾張藩)」(社会経済史学22巻, 5・6巻合併号)
- (9) 拙稿「寄生地主制形成期における農民の米穀市場について」(『封建的土地所有の解体過程』所収) 参照。

第3節 近世前期の米価動向について

前節で略述した如く、近世前期の米穀市場は、少なくとも重層的に重なる3つの市場を考える必要があり、その層々によっておのおの米価を異にすると同時に、またその層を構成する市場群の個々によっておのおのその米価を異にする。したがって、現段階では、これら個々の市場における連年の米価をまず発掘し、その米価構成の要因を考察する基礎作業を試みる必要が何より大事であるが、そのような作業は現在のところまだ見られない。

現在までのところ米価については、中沢辨次郎『日本米価変動史』、本庄栄治郎『徳川幕府の米価調節』の2つが江戸時代をおおう唯一のものといつてよいであろう。これはこまかくいえばいろいろ使用上に考慮すべき点が多くあるが、一応の連続的考察には便利なものであるので、さしあたりこの両史料を使ってみる。いま中沢氏のものをグラフに直したものを第2図、本庄氏のものを第3図とすると次のようになる。

大勢的にいって両者はほぼ同様の傾向を示していることがわかる。さてこの両図から問題のありそうなところをみると、まず第1回の問題時点は寛永10年頃よりはじまり寛永20年ころまで続くところの米価昂騰期である。次が明歴3年を始点として、寛文に至る第2回昂騰期である。このころから米価は次第に安定性を失い、延宝2年、天和元年の両ピークを経て元禄9年の幕初以来の最高ピークにのぼりつめ、元禄年間ほぼこの高原価格を保ち、元禄の末年に一度低落するが宝永4年お

よび正徳3年にほとんど突発的な1年限りの急上昇を示す。

さてこれまでの米価動向をみると、元禄以前の比較的安定した時期と元禄以降の非安定期とに分けられるが、全体的に考察すると、この時期は傾向的な米価上昇期として特徴づけることができる。それに対し正徳末年以降享保期を通して逆に傾向的な米価低落現象がみられる。これはそれ以前とはまったく逆の米価現象である。そして元文以降吉宗政治の末年までは一応の安定期といえよう。

江戸時代前半期の米価現象は、大略次のように特徴づけうるであろう。以下このような米価動向をめぐって、幕府の米価政策のあとをおってみよう。

第4節 享保改革以前の米価政策について

(1) 寛永年間の米価政策について

直接的な米価調節ではないが、幕府が米穀の需給調節にのり出したのは、私の知る限りでは寛永11年が初めてのようである。すなわち『徳川実紀』寛永11年5月7日の条に「又毎国米穀欠乏のよし聞ゆれば。こたび御旅中便よからんため。各所の麩米を出し払はしむべしとて。勘定組頭杉田九郎兵衛忠次をつかわさる⁽¹⁾。」とあり、また『武家厳制録⁽²⁾』に

就凶年御触条々

寛

- 一、去年当年在々所々耕作損亡之所有之、其上材木山出等付て米令費之間、酒造之儀、江戸、京都、大坂、奈良、堺其外名酒戸所々にいたる迄、当年来年は例年之半分可造之、……

(寛永11年)

戊十二月

とある。前者は凶作のため米穀が不足で旅行者が苦勞するだろうから、幕府の御城米を放出する、というので、後者は昨年、今年兩年とも凶作で作柄が悪いうえに、日光東照宮の建立のための材木伐出しに米を多量に必要と

するので、酒造米を半分にするというのである。

両者ともに、直接米価をどうしようという問題意識ではなく、米穀の供給不足を、一方は幕府の手持米を放出することにより、また一方では酒造米を半減することによって、社会の米穀量を増そうとするのである。この場合史料が不足のため断定することをはばかるが、米価政策という形ではなく、米の現実の量的不足の補充という形で問題が提起され、解決されようとしているのは注目して良いだろう。

しかしこの効果は必ずしもなかったようで、第2図・第3図に見られるように、米価はかなり急なカーブで上昇し、寛永15年および19年の第1期のピークを形作っている。寛永10年から上昇を始めた米価は同15年にピークをなし、同16~17年と一時的にさがるが、同18~19年と急上昇し、19年には第1期のピーク、1石が銀57匁となる。この寛永18~19年は、いわゆる寛永の大飢饉にあたる年である。

〔補注〕 寛永18~19年を中心とする、いわゆる“寛永の飢饉”は、時代も古く史料も少ないためか、従来あまり問題にされていないが、これは享保・天明・天保といういわゆる“江戸時代の3大飢饉”にも匹敵すべき大飢饉であって、農村の荒廃は非常に著しかった。たとえば信州北安曇郡小谷村は、村高297石余の小村であるが、この飢饉による餓死者147人、飢のため売った人間92人、退転した農家38軒、餓死した馬82匹、餓死した牛83匹という有様である⁽³⁾。これは信州山間部の1小村落の場合であるが、その一般的景況は、この飢饉の対策として出されている幕府のおびただしい関係法令でもある程度その実態が推測されようというものである。また有名な寛永21年の“田畑永代売買禁止令”も、一般的な幕府の土地法令というより、むしろ、この大飢饉に対する臨時立法とさえいえる側面があるのであり、また同年の天領全体の人口調査も、凶作で荒廃した支配村々の実態調査と考えられる⁽⁴⁾。

この大飢饉は幕府にとっては、天下の大事

たるとともに、幕府自身も大名としての自己の立脚基盤たる天領村々が大打撃を受けたので総力をあげてこの対策に腐心した。このようななかで、“蔵米一件”とも名付くべき大汚職事件がおこるのである。

事件は寛永19年5月22日の城米の蔵奉行黒田次郎左衛門、久保田藤右衛門、新里彦左衛門、北見孫右衛門、浅草蔵奉行山下弥五左衛門、石坂金左衛門、葛谷藤兵衛、朝岡三郎右衛門、長谷川藤六の9名が被免され、おのおの本多八郎兵衛以下9名の者に御預けとなったことより表面化した⁽⁵⁾。同日付で新たな米蔵奉行として久留七郎左衛門正親、山田彦左衛門正清、大久保七兵衛正重、田辺清右衛門安直、小宮山清四郎安次、窪田小兵衛通正権が任命され、同時にその指揮者として伊奈半十郎忠治、曾根源左衛門吉次が発令、さらに米蔵には米渡所に2人、蔵口に2人、簿書所に2人、蔵全体の巡察4人の歩行目付を置いて検査監督を厳重にするようにとの処置がとられているところをみると⁽⁶⁾、事件はすでにこの段階で相当進行しており、かつ幕府当局がこの事件に相当の決意をもって臨んでいることが分かる。また同月27日代官南条宗右衛門を内藤兵部政晴にあづけている⁽⁷⁾。

事のおこりは飢饉のため寛永19年の春より、米価がだんだん騰貴して、ついに市中米1斗が銀9匁にもなったので、市民は非常に困り、小糟、糠などでわずかに飢をしのぐ有様であった。幕府はこのことを苦慮していたところ、柳右衛門という町人が、米価が騰貴するのは、代官、蔵奉行、勘定役など幕府の官米を扱う役人が、一部奸悪な富商と結託して、官米をごまかし、それを独占して米価をつりあげるからだと訴え出たので、取調べをはじめたというのである⁽⁸⁾。(代官南条宗右衛門御預けの理由も、同様訴人があったことによるが、その訴人が前記柳右衛門かどうかは不明)ところがいざ調べはじめると続々と官米をめぐる不正が出てきたわけであ

る。

幕府はさらに翌6月8日(寛永19年)小姓組から8名,書院番から7名,大番から15名を検査奉行に特命し,これを城米・蔵米の監督責任者である勘定頭曾根源左衛門と伊奈半十郎につけ,城米および浅草米蔵の員数を詳細に検査し始めた⁽⁹⁾。その結果,続々と不正の事実が明るみに出,またそれまでの嫌疑が確証されていった。すなわち6月13日勘定方の糸原甚兵衛を⁽¹⁰⁾, 同22日には同じく勘定

方小林彦五郎,重野喜三郎,鶴岡与右衛門,日野弥兵衛をおのおの戸田右門以下に御預けとしている⁽¹¹⁾。理由は浅草蔵米について,不正の行ないがあったからである。そして,これらの調査の結果,その判決が7月8日にくたり,城米奉行黒田次郎右衛門以下の処分が行なわれた⁽¹²⁾。それを簡単に表示すると次の如くである。奉行職を含む中級職員武士の大量の斬首,しかもそれが殆んど全関係者の男の子供にまで,切腹・斬首という極刑

城米蔵奉行	黒田次郎右衛門	浅草米蔵の傍で斬首	→子 →子2人 →長男・貳男 →長男・貳男 →長男・貳男・參男	切腹	(?)→幼子2人	斬首	
〃	久保田藤右衛門				→子		
〃	新里彦右衛門				→子2人		
浅草米蔵奉行	山下弥五左衛門				→子		
〃	石坂金左衛門				(?)→幼子2人		
〃	朝岡三郎右衛門						
〃	葛谷藤兵衛						
米契裏書役	高野喜三郎				→子		
城米方手代	6人						
浅草蔵方手代	3人						
代官	南条宇右衛門	切腹	→子		(?)→幼子2人		
勘定方	糸原甚兵衛						
〃	鶴岡与右衛門				→幼子1人		
〃	日野弥兵衛				手代の3人		
	手代1人	追放			手代の子8人		
					上州・甲州にある手代の子6人		

で臨むなど,この処分は異例と思われるほど過酷であることは注目される。そしておくれに14日に先に処分された奉行以下の不正に組した富商長谷川甚左衛門,三浦屋又左衛門,松本作兵衛の3人は家財没収のうえ佐渡へ流された。そして他5人の商人と手代2人は,不正に組したが,有りのままをつつまず申し上げたというので,罪を減じて家財没収のうえ江戸追放の刑に処せられた⁽¹³⁾。なおこの後8月20日の蔵奉行喜多見長五郎⁽¹⁴⁾, 同21日の浅草蔵奉行伊丹彦左衛門の処分⁽¹⁵⁾が続いて一件は終わっている。

以上が寛永19年の“蔵米一件”の概略である。さてこの事件をみると,そもそも大飢饉による米不足→米価騰貴→庶民,なかんずく

都市住人の困窮→彼等の訴えによって事件が起る,というように,米価問題が事件の発端にはなっているが,ここで幕府当局がねらっているのは,米価騰貴による世情不安→米価政策による,それへの対応,といったものでなく,むしろ米価騰貴による世情不安を手掛りとして,幕府の官僚機構の確立をはかることに主眼があったとも評価すべきであろう。この寛永10年より20年に至る時期は,幕府の制度機構のなか,なかんずく財政関係→勘定方の諸機構の確立期であるが,この事件は,米価問題を利用して⁽¹⁶⁾,幕府の財政的基礎をなす貢租米の保管機構(全国各地に分散する城米と浅草米蔵)の肅正と確立,いわばその仕上げをねらったものと第1義的には評価す

享保改革の米価政策—その1 (大石)

るべきであろう。

以上のように寛永年間においては、米の需給、また米価の騰貴という社会現象が問題になるが、そのことが、直接的な米価政策(物価政策)という形では、まだ登場してこないのである。

[補注]

御城米とは、幕府が収納した米を、輸送の都合、なかんずく一朝事あるときの兵糧米として、関係深い大名の城にあずけたものを一般にはいっている。この寛永の“蔵米一件”に出てくる城米は、そのような城米全部についての事件か、または普通御蔵と呼ばれている浅草御蔵

		石高 千石			高石 千石
1. 阿部豊後守領内	武州忍	6	36. 栃木伊予守領	同国福知山	2
2. 松平伊賀守領	同国岩槻	6	37. 水野美作守領	備後福山	10
3. 松平伊豆守領	同国川越	6	38. 松平周防守領	石州浜田	3
4. 大久保加賀守領	相州小田原	8	39. 松平対馬守領	豊後府内	3
5. 松平彦四郎領	下総国古河	6	40. (正保二年松平市正 英親同日向守重栄 以後領之)	同国木付	1
6. 戸田山城守領	同国佐倉	4	41. (寛永九年小笠原右 近太夫忠真以後代 々領之)	豊前小倉	10
7. 牧野備後守領	同国関宿	4	42. 井伊掃部頭領	江州彦根	20
8. 酒井河内守領	上州厩橋	5	43. 本多隠岐守領	同国膳所	5
9. 安藤対馬守領	同国高崎	4	44. 加藤佐渡守領	同国水口	2
10. (延宝7年 奥平美作守昌章 元禄11年 阿部対馬守正邦)	下野国宇都宮	7	45. 松平和泉守領	肥前唐津	10
11. 太田原備前守領	同国太田原	1	46. 松平主殿頭領	同国島原	7
12. 三浦耆岐守領	同国壬生	2	47. 松浦肥前守領	肥前平戸	4
13. 松平因幡守領	常陸国土浦	2	48. 真田伊豆守領	信州松代	1
14. 太田摂津守領	駿州田中	3	49. 水野隼人正領	同国松本	2
15. 井伊伯耆守領	遠州掛川	4	50. 石川吉十郎領	同国小諸	2
16. 青山下野守領	同国浜松	5	51. 諏訪因幡守領	同国下諏訪	2
17. 西尾隠岐守領	同州横須賀	3	52. 堀又七郎領	同国飯田	1
18. 水野右衛門太夫領	同州岡崎	5	53. 土岐伊予守領	羽州上ノ山	1
19. 土井式部少輔領	同州西尾	2	54. 松平大和守領	同国山形	4.863
20. 稲垣信濃守領	同州苅屋	2	55. 内藤能登守領	奥州岩城	3
21. 松平越中守領	勢州桑名	10	56. 保科肥後守領	同国会津	7
22. 板倉隠岐守領	同国龜山	5.05	57. 丹羽若狭守領	奥州二本松	3
23. 土井周防守領	同国鳥羽	5	58. 松平下総守領	奥州白川	5
24. 戸田采女正領	濃州大垣	7	59.	摂州大坂	70
25. 丹羽庄之助領	同国岩村	2	60.	同国高槻	10
26. 松平丹波守領	同国加納	4	61.	山城二条	17
27. 青山播磨守領	摂州尼ヶ崎	10	62.	江州大津	50
28. 岡部美濃守領	泉州岸和田	5	63. 古郡文右衛門支配	駿府	10
29. 石川主殿頭領	山城国淀	10	64. 伊奈半十郎支配	武州神奈川	1
30. 本多中務大輔領	播州姫路	10	65. 坪内三郎兵衛支配	豆州三島	3
31. 松平若狭守領	同国明石	5	66. 国領半兵衛支配	相州藤沢	1
32. 脇坂淡路守領	同国竜野	4	67. 井出次右衛門支配	駿州蒲原	0.5
33. 松平隠岐守領	予州松山	10	68. 岩出藤右衛門支配	尾州熱田	0.3
34. 久世大和守領	丹波龜山	3			451.713
35. 松平豊前守領	同国笠山	5			

享保改革の米価政策一その1 (大石)

大阪御蔵・二条御蔵等のなか、浅草御蔵を除いた部分(浅草御蔵は別に独立して出て来るから)についてであるのか、今のところよく分からない。しかし事件は、幕府の貢租米収納蔵の殆んどにわたって、おこった事件であることは間違いない。なお念のため貞享年間(1684~1687)の幕府の御城米貯蔵場所と、その石高をあげると前表の如くなる⁽¹⁷⁾。都合68ヵ所、45万1,713石となっている。

- [注](1) 『徳川実紀』第3篇、寛永11年5月7日の条。なお『徳川実紀』は特にことわりぬ限り、吉川弘文館、国史大系本を用いる。
- (2) 『武家厳制録』337号、なお『武家厳制録』は、特にことわりぬ限り『近世法制史料叢書』版を用いる。
- (3) 『南安曇郡誌』第2巻下の457~8頁
- (4) この点については拙著『享保改革の経済政策』14~20頁参照。
- (5) 『徳川実紀』第3篇、寛永19年5月22日の条。
- (6) 同前
- (7) 同前、5月27日の条

- (8) 同前、寛永19年7月8日の条の注、「誠式日記」の記事
- (9) 同前、寛永19年6月8日の条
- (10) 同前、6月13日の条
- (11) 同前、6月22日の条
- (12) 同前、7月8日の条
- (13) 同前、7月14日の条
- (14) 同前、8月20日の条
- (15) 同前、8月21日の条
- (16) 正保3年(1646)11月幕府は、先に諸大名に対して、米は領地から現送して、決して江戸では買わぬように命じたが、近頃は江戸で米を売るより、地方で売払う方が便利だとの事なので、今後は各々その領地で米を売払い、江戸に現送しないようにとの法令を出している(『徳川実紀』第3篇、正保3年11月の条)。この先に出した法令というのは、あるいは寛永19年の市中米昂騰対策として出されたのかも知れない。後考をまちたい。
- (17) 『日本財政経済史料』第1巻、461~466頁所収「所々御城米並城付御米高」より作製。